

令和 8 年第 2 回 定例会

総務企画常任委員会会議概要

委 員 長 奈 良 祥 孝

副 委 員 長 蛸 名 和 子

1 開催日時 令和8年6月12日（金曜日）午前10時27分～午前11時1分

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

- (1) 議案第96号 専決処分の承認について
(青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- (2) 議案第100号 青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第101号 青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第102号 青森市財産区特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第106号 青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第107号 財産の取得について
(マイクロソフトオフィスライセンスの購入)
- (7) 請願第9号 物価高騰やホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願（その2）

4 報告事項

- (1) 青森平和記念像等の寄附受入れについて

○出席委員

委員長	奈良 祥 孝	委員	天 内 慎 也
副委員長	蛭 名 和 子	委員	舘 山 善 也
委員	中 田 靖 人	委員	奈良岡 隆
委員	軽 米 智雅子	委員	大 矢 保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 小野正貴
総務部理事 佐々木和人
企画部長 金谷浩光
企画部理事 齊藤寿一
税務部長 千葉康伸
浪岡振興部長 奈良英文
会計管理者 横内修
選挙管理委員会事務局長 太田直樹
監査委員事務局長 遠嶋祥剛

総務部次長 越後谷和人
危機管理監 鈴木健仁
企画部次長 沢木正明
税務部次長 鈴木健司
浪岡振興部次長 鳥谷部稚子
総務課長 藤林靖幸
納税支援課長 佐々木潤一
市民税課長 堰野端活昭
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久保拓哉

議事調査課主幹 富岡俊一

○奈良祥孝委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 6 件及び請願 1 件について、ただいまから審査いたします。

まず、議案第 96 号「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 96 号「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

初めに、「1 専決処分について」であります。

令和 8 年度税制改正大綱を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に成立、公布されましたことから、4 月 1 日から施行される部分のうち緊急に改正が必要なものとして、令和 8 年 3 月 31 日に専決処分したものであります。

次に、「2 専決処分による改正項目について」軽自動車税の環境性能割の廃止であります。

軽自動車税の環境性能割とは、新車・中古車を問わず軽自動車の取得者に対し、燃費基準達成度に応じて課税しているもので、地方税法の改正により 3 月 31 日に廃止となりましたことから、青森市市税条例においても廃止とするものであります。

なお、条例のこれらの関係規定につきましては、資料 2 の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第 96 号「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。大矢委員。

○大矢保委員 約 7600 万円の減収分は本市にいつ頃入ってくるんですか。

○奈良祥孝委員長 税務部長。

○千葉康伸税務部長 担当課からお答えいたします。

○奈良祥孝委員長 お願いします。

○堰野端活昭市民税課長 市民税課の堰野端と申します。

時期につきましては、まだ連絡は来ておりませんが、今年度中には来るかと思っております。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 96 号は承認すべきものと決しました。

次に、議案第 100 号「青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 100 号「青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

「1 制定理由」であります。令和 8 年 9 月 24 日施行の地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、条例において引用する条項を整理するため制定するものであります。なお、今回の改正は引用条項の整理を行うものであり、制度の内容に変更はありません。

次に、「2 改正内容」であります。「(1) 青森市長等の損害賠償責任に関する条例」につきましては、第 1 条におきまして地方自治法の第 243 条の 2 の 7 第 1 項を第 243 条の 2 の 8 第 1 項に、同じく第 243 条の 2 の 8 第 3 項を第 243 条の 2 の 9 第 3 項にそれぞれ改めるものであります。

また、第 2 条では、地方自治法施行令の第 173 条の 4 第 1 項第 1 号を第 173 条の 5 第 1 項第 1 号に改めるものであります。

次に、「(2) 青森市公営企業の設置等に関する条例」につきましては、第 14 条におきまして、地方自治法の第 243 条の 2 の 8 第 8 項を第 243 条の 2 の 9 第 8 項に改めるものであります。

最後に、「3 施行期日」につきましては、令和 8 年 9 月 24 日を予定しております。

資料 2 を御覧ください。

資料 2 は、今回の改正による新旧対照表であります。内容につきましてはただいま御説明申し上げました改正内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第 100 号「青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 100 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 101 号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長 議案第 101 号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料 1 ページを御覧ください。

初めに、「1 制定理由」であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布されたこと等に伴い、先ほど、御説明申し上げた専決処分した項目以外の必要な項目について、改正しようとするものであります。

それでは、順次、御説明申し上げます。

1 点目は、住宅ローン控除の延長についてであります。

所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を、個人住民税から控除する措置であります。

今回の改正により、その適用期限を令和 7 年から令和 12 年までに 5 年延長したほか、住民税の控除限度額の計算において、令和 7 年 12 月以前に居住の用に供したものに限り、所得税基礎控除額から 48 万円を差し引いた額を加算して算出するものであります。

施行期日については、令和 9 年 1 月 1 日を予定しております。

2 点目は、軽自動車税グリーン化特例の延長についてであります。

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在に軽自動車等を所有している方に課税される税金であり、電気軽自動車、天然ガス軽自動車など燃費性能等の優れた自動車については、初年度のみ 75%軽減する、いわゆるグリーン化特例を適用しております。

今回の法改正により適用期限が 2 年延長し、令和 8 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 31 日に改正するものであります。

施行期日については、公布の日を予定しております。

3 点目は、固定資産税のわがまち特例制度に係る改正についてであります。

わがまち特例制度は、地域の実情に対応した政策を展開できるよう、地方税法に定められた範囲内で、地方自治体が条例で特例率を決定する制度であります。

初めに、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長についてであります。

本特例措置は、令和 8 年 3 月 31 日までに、所定の工事を行った場合、工事が完了

した翌年から2年間、固定資産税を減額するものであります。

今回の法改正により、対象期間が令和11年3月31日までの3年間延長されたほか、対象建築物、対象基準及び対象工事費の要件が拡充されております。

本市においては、国の参酌基準に基づき、特例率を3分の1に定めるものであります。

2ページを御覧ください。

次に、再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長についてであります。

本特例措置は、令和8年3月31日までに設置された再生可能エネルギー発電設備を対象に、設置された翌年から3年間、課税標準額の特例措置を講ずるものであります。

今回の法改正により、令和11年3月31日までの3年間延長され、対象施設及び特例率について見直し、拡充されております。

本市においては、国の参酌基準に基づき、特例率をそれぞれ記載のとおり定めるものであります。

施行期日については、公布の日を予定しております。

3ページを御覧ください。

4点目は、固定資産税の免税点の見直しについてであります。

課税標準額の合計が、家屋においては20万円、土地においては30万円、償却資産においては150万円に満たない場合は、固定資産税を課さない、いわゆる免税点を設けております。

今回の法改正により、家屋においては30万円、償却資産においては180万円に引き上げられたことから、青森市市税条例においても、同様の改正をするものであります。

施行期日については、令和9年4月1日を予定しております。

5点目は、国民健康保険税の課税限度額の見直しについてであります。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を、それぞれの課税限度額の範囲内において課税することとされております。

このたびの改正は、基礎課税額に係る課税限度額をこれまでの66万円から67万円に引き上げるほか、今年度から新設する子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円とするものであります。

6点目は、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについてであります。

世帯の所得が一定額以下の場合には、国が定める基準に従い、国民健康保険税を軽減するものであり、このたびの改正は、5割軽減につきましては、被保険者の数に乗ずる金額をこれまでの30万5000円から31万円に、2割軽減につきましては、これまでの56万円から57万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡充をしようとするものであります。

4 ページを御覧ください。

7 点目は、子ども・子育て支援納付金の新設についてであります。

国においては、子育て政策における安定財源確保のため、子ども・子育て支援金制度を創設したものであり、令和 8 年 4 月 1 日から各保険者において、保険料と併せて徴収することとされております。

そのため本市においては、国民健康保険税の新たな区分として、子ども・子育て支援納付金の税率を設定しようとするものであります。

表の「子ども・子育て支援納付金課税額」の欄を御覧ください。

税率については、県が提示した市町村標準保険料率をベースに、所得割については 0.3%、均等割については 1330 円、18 歳以上被保険者均等割については 70 円、平等割については 900 円となっております。

子ども・子育て支援納付金課税額の新設による負担増につきまして、その同率分を基礎課税額の税率を引き下げることによって全体の負担額に変更がないように調整しております。

なお、今回の税率の改定に当たり、青森市国民健康保険運営協議会から了承する旨の答申をいただいております、本定例会において、関連する予算を提出しております。

8 点目は、国民健康保険税の前納制度の新設についてであります。

国民健康保険税の前納制度は、賦課年度の 1 月 1 日時点において、日本国内で住民登録されていない外国人及び帰国した日本人に対しては、一括の前納とするものであり、令和 8 年度本算定から適用するものとしております。

なお、国民健康保険税に係る改正については、施行期日はいずれも、公布の日を予定しております。

このほか、引用する法律における規定の整備等に伴う改正など、所要の改正を行うものであり、詳細につきましては、資料 2 の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第 101 号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。天内委員。

○天内慎也委員 子ども・子育て支援納付金について、負担額は変更がないという説明でありましたが、子育て支援という名目で社会保険料から取ることはふさわしくないと考えており、また、子育て支援であれば国の負担でやるべきではないかと申し上げて、本案については賛成できません。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案 101 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良祥孝委員長 起立多数であります。

よって、議案第 101 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 102 号「青森市財産区特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 102 号「青森市財産区特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

「1 改正理由」であります。青森市大字細越財産区につきましては、これまで予算を計上すべき歳入及び歳出がなかったことから、特別会計を設置しておりませんでしたが、今年度から土地貸付収入が見込まれますため、新たに特別会計を設置することとし、所要の改正をしようとするものであります。

次に、「2 改正の概要」であります。このたび当該財産区有地の一部上空に、つがる市・鯨ヶ沢町沖の洋上風力発電事業で発電した電力を青森市高田の東北電力ネットワーク株式会社変電所まで送電する送電線が通過する予定となり、土地貸付収入といたしまして 3791 円が見込まれることとなりましたことから、地方自治法第 209 条第 2 項に基づき、青森市財産区特別会計条例に青森市大字細越財産区を新設するものであります。

「3 施行期日」につきましては、公布の日としております。

あわせまして、当該予算案につきましても、本定例会に提出しているものであります。

資料 2 を御覧ください。

資料 2 は、今回の改正による新旧対照表であります。内容につきましてはただいま御説明申し上げました改正内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第 102 号「青森市財産区特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 102 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 106 号「青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 106 号「青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

「1 制定理由」であります。本条例は、青森市久栗坂財産区議会の廃止に伴い、久栗坂財産区管理会の設置及び組織に必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、資料下段の参考「久栗坂財産区議会の廃止」を御覧ください。

廃止理由及び廃止手続であります。久栗坂財産区議会におきましては、区域住民の高齢化により議員の成り手不足が深刻化していることなどから、財産区議회를廃止し、財産区管理会へ移行することとしたものであります。

このことから、去る 3 月 4 日に開催されました久栗坂財産区議会定例会におきまして、青森市久栗坂財産区議会設置条例を廃止する条例が可決され、久栗坂財産区議会は令和 8 年 9 月 1 日をもって廃止されることとなったものであります。

次に、「2 改正内容」であります。1 つに、青森市財産区管理会設置条例第 2 条の財産区管理会の設置及び組織に係る規定において、久栗坂財産区の管理委員を 7 人とする規定を新設するもの、2 つに、財産区議会を設置する財産区の特別会計について規定する青森市久栗坂財産区特別会計条例を廃止するもの、3 つに、管理会を設置する財産区の特別会計について規定する青森市財産区特別会計条例において、青森市久栗坂財産区特別会計を新設するものであります。

「3 施行期日」につきましては、現久栗坂財産区議会議員の任期満了日の翌日である令和 8 年 9 月 1 日としております。

資料 2 及び資料 3 を御覧ください。

資料 2 及び資料 3 は、今回の改正による新旧対照表であります。内容につきましては、ただいま御説明申し上げました改正内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第 106 号「青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 106 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 107 号「財産の取得について（マイクロソフトオフィスライセンスの購入）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 107 号「財産の取得について（マイクロソフトオフィスライセンスの購入）」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

件名はマイクロソフトオフィスライセンスの購入であります。

本件は、令和 8 年度に更新を行う、住基や税などのマイナンバーを利用する 770 台のパソコンで使用するワード、エクセル等のマイクロソフトオフィスライセンスを取得しようとするものであります。

取得する財産は「Microsoft Office LTSC Professional Plus 2024」、数量は 770 ライセンスとなっております。

入札結果につきましては、去る 5 月 13 日に指名競争入札を執行いたしました結果、予定価格内で落札されましたことから、株式会社アイシーエス青森支店と 8574 万 2657 円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料といたしまして入札執行票を添付しております。

以上、議案第 107 号「財産の取得について（マイクロソフトオフィスライセンスの購入）」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 107 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 9 号「物価高騰やホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願（その 2）」を議題といたします。

市当局の意見等について説明を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長 請願第9号「物価高騰やホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願（その2）」につきまして、市の考え方を御説明申し上げます。

請願の内容につきましては、円安による物価高の影響に加えて、ホルムズ海峡封鎖の影響により、中小企業者等の事業に必要な仕入れ・資材の調達そのものが困難となっていること、個人の経営努力では打開できない事態であることから、地方税や国民健康保険税の納付の猶予・免除する特例制度の実施を求めるものであります。

まず、地方税の徴収猶予等の取扱いにつきましては、1つに、災害・病気・事業の休廃業などにより、納期限までの納付が困難な場合に、徴収を1年間猶予し、その間の延滞金を免除する徴収猶予、2つに、生活の維持が困難な場合などに、納税者が誠実な意思を有し、分割納付をすることで完納が見込める場合、財産の換価を1年間猶予する換価の猶予があります。

次に、地方税の減免につきましては、災害等によって甚大な被害を受けた方や貧困により生活のため公私の扶助を受ける方等の場合に減免できるほか、国民健康保険税の減免につきましては、前年と比較して、所得額が大幅に減少する見込み等の場合は、規定に基づき、その減少額に応じて、減免できる制度もあります。

こうした地方税の猶予・減免につきましては、相談・申請の際、個別具体の事情に即して、他の納税者の方との負担の均衡を失することのないよう慎重に判断し、対応しているところであります。

したがいまして、本請願内容につきましては、従来の取扱いで対応しているところではありますが、その対応を拡充するような特例制度につきましては、地方財政に影響を及ぼさないように、国の制度の枠組みの中で実施されるべきものと考えておりまして、市として実施は考えておりません。国等において、物価高騰や中東関連対策が様々検討されておりますので、引き続き、国等の動向について注視してまいります。

以上でございます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。中田委員。

○中田靖人委員 今の説明の中でもありましたが、既にある制度で対応ができる可能性を踏まえた場合、市の判断で拡充となると財政的な影響が出てくるとも想定されるので、本請願については反対したいと思います。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

請願第9号については、採択すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○奈良祥孝委員長 起立少数であります。

よって、請願第9号は不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○奈良祥孝委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「青森平和記念像等の寄附受入れについて」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 青森平和記念像等の寄附受入れについて、御報告いたします。
お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 青森平和記念像の概要」であります。

青森平和記念像は、昭和20年7月28日の青森空襲の犠牲者の慰霊と平和への願いを込めまして、昭和23年に建立された青森平和観音像を前身とするものであります。

この平和観音像は、腐食の進行等により平成5年に撤去されましたが、その後、建立当時の原型を基に、平成10年7月、現在の場所に青森平和記念像として再建されたものであります。

なお、青森平和観音像につきましては、撤去後に補修され、その後、本市に寄附されており、現在はリンクステーションホール青森4階に設置されております。

次に、「2 寄附の経緯」であります。

青森平和記念像は、これまで一般財団法人青森平和記念像管理財団において管理されてきたところでありますが、このたび、同財団が解散することとなり、本市に対し、青森平和記念像等を寄附したい旨の申入れがあったところであります。

本市といたしましては、青森平和記念像が戦後、市民の思いにより建立され、長年にわたり守られてきたこと、また、平和行政の推進に資する意義を有することを踏まえ、財団からの寄附を受け入れることとしたものであります。

今後は、青森平和記念像を、戦争の記憶を風化させることなく、平和の大切さを次世代へ継承していくための平和のシンボルとして、適切に承継し、管理してまいります。

次に、「3 寄附の内容」であります。

寄附を受ける予定のものは、青森平和記念像、台座、由来を記した石碑2基及び現金約300万円であります。

最後に、「4 寄附目録の贈呈」であります。

令和8年7月28日に開催予定の青森市平和祈念式典において、一般財団法人青森平和記念像管理財団から、本市に対し、寄附目録の贈呈を受ける予定としておりま

す。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
蛭名委員。

○蛭名和子委員 平和記念像関連で7月28日に式典のようなものをやられていたかと思うんですが、そういったことも市が引き継いでいかれるということでいいのでしょうか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 御質疑にお答えいたします。

供養大祭であります。これは財団が独自に主催して実施してきた行事であります。本市は宗教的儀式を行う立場にありませんので、供養大祭、その他の宗教的儀式を実施することは考えておりません。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 財団からの寄附を受け入れることにしていますが、もっと前に総務企画常任委員会に相談するべきじゃないのですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 御質疑にお答えいたします。

寄附自体はまだ受けておらず、寄附を受けようとしているので、報告させていた
だいたところであります。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 受け入れることにしたと書いているじゃないですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 市の執行機関として、受け入れることにしたということで、御報告申し上げました。ただ、まだ実際の寄附は受けていないというところであり
ます。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の委員会を閉会いたします。